

[公益4] 大学連携、産学連携による教育支援等の振興及び推進

4-1 電子著作物等の利用推進

<事業計画>

補償金の分配は、文化庁長官の指定管理団体である授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)から、一部の大学利用報告を踏まえて、分野ごとの著作権管理事業者等に委託し、その団体から個別の権利者に分配するとしており、便宜的に調査した利用報告に基づく著作権者への分配にとどまっている。本協会としては、絶対多数を対象とする分配が実現されていない現状を打開するため、著作権者の一元管理導入と、ブロックチェーン技術を用いたシステムの導入を組み合わせ、透明性のある権利者データベースを構築し、そのデータを基に大学等教員個人に補償金が分配されるよう働きかけを続ける。また、必要に応じて改正個人情報保護法の施行に伴う私立大学への影響等についてアンケートを行い、課題を整理し、対応などの支援をとりまとめる。

<事業の実施結果>

「電子著作物等利用推進委員会」を継続設置し、2024年(令和6年)10月18日に6名が出席して開催し、「大学教員を著作権者とする授業目的公衆送信補償金分配に向けての提案」(4月26日付でSARTRASへ文書で発出)と、「個人情報保護法対応アンケート」(6月5日付で正会員へメールで発出)を行い、第41回臨時総会(令和6年11月29日)と第42回臨時総会(令和7年3月28日)に報告した。以下に二つの事業について報告する。

(1) 授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)の回答についての見解

本協会が提案している著作権者の一元管理の導入については、先方では理論上望ましいと理解してはいるものの、現実的には困難であるとしており、著作権者への補償金の公正で透明性のある分配の仕組みについては、誠意のある理解が見られません。

本協会として日本音楽著作権協会で音源ファイルの情報を一元化するために用いているブロックチェーン技術を応用した具体的な一元管理の導入を示唆しましたが、先方では分配業務にブロックチェーン技術を導入することを真剣に考えていないことが判明した。

また、大学をはじめとする教育機関団体の分配業務受託団体の設立支援についても、新たな団体に向けて関係者によりビジョンを打ち出すことが必要としており、授業目的公衆送信補償金制度を管理する唯一の団体として、積極的に支援する動きがなく、他人任せの回答となっている。

以上のことから、現時点で本協会としては、本問題の本質的な理解を求める努力を続けてきたが、先方の回答から察するに教育関係機関への分配問題について、喫緊の課題であることを受け止めようとする姿勢が感じられなかったので、本協会提案の正当性をWebサイト、広報誌など事業の中で紹介し、SARTRASにおいて誠意をもって受け止められる時期を期待して、ここに事業を終了することとした。

以下に、提案内容を掲載する。

大学教員を著作権者とする授業目的公衆送信補償金分配に向けての提案

大学教員に対する著作権者への補償金分配が一部の大学を対象に便宜的に調査した利用報告に基づく分配にとどまっていることから、大多数における大学教員の著作権者に対して分配が実現されていません。

そこで、本協会として授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)に対して、分配の仕組みに向けた改善策として、大学教員における著作権者の一元管理の導入と、ブロックチェーン(分散型台帳)技術を用いたシステムの導入、大学をはじめとする教育機関団体の設立支援について問題提起しました。

これに対して、SARTRASから具体的な改善策があれば検討させていただきたいとの回答がありましたので、本協会として関連機関に尋ねて以下のような提案を行うことにしました。

提案

1. 著作権者の一元管理を導入することについて

現状では、一部の大学にサンプル調査を行い、そのデータを基に分配業務受託団体に分配業務を委託していますので、SARTRAS として分配の管理全体には関わってはいないと理解しています。

著作権法が求める趣旨は、著作権者の権利を保護し、社会的な不利益を被らないようにすることで、質の高い著作物を持続的に提供できるようにしています。著作権者に分配される額の多寡に関わらず、著作権の対象となる全ての権利者に分配される仕組みを確立して、透明性が確保されることが前提として考えられます。

それには、著作権者としての登録を一元管理できるようにしておくことが前提となります。著作物を利用する大学組織から、授業で利用した著作権者を1年単位で報告する仕組みをネット上に設ける必要があります。報告内容は、著作物の利用年月日、著作物名、著作権者、授業利用の時間数・受講者数程度の項目で複雑にならないようなものが必要となります。

2. ブロックチェーン技術を用いたシステムの導入について

著作権者の一元管理を的確に行うには、例えば、複数のコンピュータでデータを共有するブロックチェーン技術を用いたシステムなどを導入して管理する必要があります。

日本音楽著作権協会(JASRAC)では、権利者契約のない個人の音楽クリエイター向けに音源ファイル等を登録する仕組みを始めており、ブロックチェーン技術を使っています。ブロックチェーンには、音源ファイルのハッシュ値、タイムスタンプ、ユーザ情報、タイトルとバージョンの情報を記録して、存在証明として公開されています。システムの開発は、JASRAC と(株)Sun Asterisk のプロジェクトで、検証しながら小規模に構築するスタイルで進めています。

本協会として、JASRAC 関係者にブロックチェーンの仕組み等の説明を求めましたが、Web 掲載情報以上の説明はできないとのことでした。そこで、Web 情報についてできる範囲内で調べた内容を別紙メモで作成してみましたので、これを参考に SARTRAS 側でブロックチェーンの導入について前向きに検討いただければと思います。

3. 大学をはじめとする教育機関団体の設立支援について

大学をはじめとする教育機関の分配業務の受託団体（以下、「大学等教員分配団体」という）が含まれていませんので、大学等教員分配団体の設立支援を急ぐことを要請します。

その上で、著作権者の一元管理の導入と、ブロックチェーン技術を用いたシステムの導入を組み合わせる透明性のある権利者データベースを構築し、そのデータを基に大学等教員個人に補償金を分配することを要請します。

日本音楽著作権協会(JASRAC)のブロックチェーン技術活用について（メモ）

1. 日本音楽著作権協会(JASRAC)での音楽著作権管理

JASRAC は、作詞者・作曲者・音楽出版社などの権利者と「著作権信託契約」を結び、音楽著作権管理の委託を受けている。利用者に利用を許諾し、対価の著作権使用料を著作権者に分配する。

利用者は、JASRAC に手続きを行い、利用報告の上、使用料を支払う。なお、利用・製作、業態などにより使用料は異なるが、JASRAC では、基本的に曲目や演奏回数などの利用報告を求めている。

使用料は、年4回利用実績をもとに使用料分配計算を行った上、作詞者・作曲者・音楽出版者などの著作権者に作品毎の利用明細を付して、分配する。

2. 開発の背景

音楽業界では、ストリーミングサービスの定着に伴い、楽曲制作からマーケティング・流通までを自ら行う個人の音楽クリエイター（DIY クリエイター）が増加している。

DIY クリエイターは、個人での活動のため、無断利用やなりすまし公開への対抗手段が困難、使用料分配の仕組み、管理委託契約・楽曲登録の複雑・煩雑さを感じるなどから、JASRAC 既存の著作権管理システムの利用はハードルが高い課題があった。

3. 開発システム

音楽クリエイターが安心して楽曲を発表でき、適正な対価還元を受けるための各種手続きのハードルを下げることを目的としたクリエイターDXプラットフォーム「KENDRIX」を開発した。ベーシックアカウントとして、ブロックチェーン技術を活用した存在証明機能を提供し、ビジネス+アカウントとして、eKYC機能を備える楽曲情報管理システムを提供している。

4. KENDRIX の内容

(1) ブロックチェーン利用の存在証明機能

KENDRIX は、音源ファイル等を登録すると、音源ファイルのハッシュ値、タイムスタンプ、ユーザ情報、タイトルとバージョンの情報がブロックチェーン上に記録され、存在証明として公開用の URL が発行できる。

存在証明を YouTube など楽曲を公開する際に記載することで、いつ誰がそのファイルを所有していたかという事実が客観的に証明され、盗作や無断利用の抑止につながり、ブロックチェーン情報は権利争いが起こった際の証拠能力となる。

(2) eKYC（オンラインでの身元確認機能）によるオンラインでの信託契約の申込み

KENDRIX に個人情報を登録し、eKYC による身元確認を行うことで JASRAC との信託契約・作品登録のオンライン化を実現している。

(3) ブロックチェーン環境

コアシステムは、ソニーグループ(株)が開発した権利管理ブロックチェーンシステムを採用している。

システム開発は、(株)Sun Asterisk が担当し、アジャイル開発の手法(大まかな仕様と要求だけを決めて小単位で実装とテストを繰り返して開発を進めることで開発期間の短縮も見込める)を用い、JASRAC とのプロジェクトの形で、最小限でつくって、検証しながら、ユーザに使ってもらえるものを提供するスタイルで開発を進めた。

(2) 加盟大学における個人情報保護法対応アンケート結果

2005 年に個人情報保護法が全面施行された後、数度の改正が行われ、学生、教職員等の個人情報の適正管理が厳格化されていることに鑑み、加盟大学が個人情報保護法にどのように対応されているのか、大学での自己点検を目的としてアンケートを実施したところ、加盟 139 法人中、4 割の 55 法人から、個人情報保護法への対応について回答があった。なお、6 割の法人は未回答となっており、その対応状況は不明となっている。

以下に、調査結果の概要を紹介する。

1. 個人情報保護規程類と個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)策定・公表の状況

- ① 個人情報保護規程類を公表している 73%(40 法人)、公表していない 27%(15 法人)
- ② 個人情報保護方針(プライバシー・ポリシー)を公表している 90%(49 法人)、公表していない 10%(6 法人)

回答法人の多くは策定・公表して対応しており、個人情報の重要性に対する意識の高まりが感じられる。個人情報保護規程類と個人情報保護方針の策定・公表は、個人情報保護法のガイドラインに基づき組織として策定し、公表することが望まれる。

2. 組織・部署体制の整備状況

- ① 個人情報保護を議論する委員会等対応組織がある 95%(52 法人)、対応組織がない 5%(3 法人)
- ② 個人情報保護担当部署がある 84%(46 法人)、担当部署はない 16%(9 法人)

回答法人の多くは、委員会など組織的な体制を整備しており、担当部署を設けて取り組む体制が見られる。例えば、委員会組織では、「個人情報保護委員会」など多彩な名称で設置している。議題としては、「個人情報保護法の法改正にともなう対応」、「個人情報保護の施策、関連諸規定点検など」、「個人情報保護に関する研修」、「個人情報紛失事案への対応や個人情報取扱台帳の整備」などが見られる。

3. 教員への周知状況

- ・ 個人情報の取り扱いを教員に周知している 96%(53 法人)、周知していない 4%(2 法人)

学修者本位の教育を実現するために、学修者一人ひとりの学修状況を把握し、個別最適な質保証ができるよう学修者との信頼性を確保した上で、教員全員に学修者個人に関するデータの取り扱いについて周知徹底することが望まれる。

4. 学術研究に対する自主規範の整備状況

「学術研究特化の自主規範」を定め、公表している例がかなりあることが明らかになった。例えば、「研究倫理指針に取扱方法を規定・公表」、「研究活動上の行動規範、人を対象とする研究倫理ガイドライン、研究データの保存等に関するガイドラインを作成・公表」が見られる。また、「一般規程等」で対応している例も見られた。例えば「個人情報保護方針、個人情報保護基本規程」で対応している。

課題としては、研究の自由度と個人情報保護のバランスをどのように取るか検討が望まれる。

5. 個人情報の安全管理措置の状況

個人情報の安全管理措置の取り扱いとしては、例えば、「委託先の個人データ取扱いに関する安全管理体制の確保」、「外国にある第三者への提供に関する安全管理措置」、「仮名加工情報・匿名加工情報の作成等に関する安全管理措置」などが見られる。また、情報セキュリティ関連では、情報セキュリティポリシー等の策定だけでなく、不正アクセスの遮断など技術的な対策や教職員への教育など人的な対策も積極的に行われている。

課題として、AI や IoT など新たな技術の登場により、著作権を含めた新たな個人情報保護の視点が必要である。

6. 外国人留学生の個人情報管理の状況

個人情報の管理としては、例えば、「外国人留学生情報の取得・管理は、利用目的を明確にし、公正な手段により、直接本人から同意を得て収集する。紛失・毀損・破壊・改ざん・漏洩の防止、個人情報の正確性・最新性の維持、不要情報の廃棄・消去等適正な管理を行う」、「入受・派遣双方については、欧州連合一般データ保護規則（GDPR）を踏まえてプライバシーポリシーの策定を検討する」、「国外に各種証明書を送る際は、EMS（国際スピード郵便）で送付し、追跡ができるように配慮している」など適切な管理・対応が見られる。

課題としては、国際的な個人情報保護基準への対応を図るために、海外教育機関と連携を検討する必要がある。

7. 同窓会等関係団体への個人情報提供管理の状況

同窓会等への個人情報提供については、本人の同意を得るなど、慎重な対応が行われている。例えば、「学校法人と同窓会は別組織としているので業務委託契約を締結している」、「入学者及び保護者から同意書を取得し、利用目的以外には使用しない、安全管理措置を講じる場合に使用することを文書で取り交わしている」などが見られる。

しかし、共同利用に関する規定や、情報提供の範囲について、より明確化が必要なケースも認められる。例えば、「大学後援会との個人データの共同利用は、個人情報保護法に基づき行っている」、「共同利用者の範囲は Web サイトで公表している」、「大学関係の他団体へ個人情報の提供は行っていない」などが見られる。

8. 個人情報保護の問合せ等への対応状況

個人情報保護の問合せへの回答は、55 法人のうち、30 法人は問合せがなかった。なお、4 法人は回答を差し控えた。14 法人は、何らかの問合せを受けていた。例えば、「個人情報漏洩事故に伴う原因・内容など」、「医療情報取扱いの照会」、「メールの誤送信」、「Web サイト記事の個人情報削除要請」などが見られた。

9. 個人情報保護の特別措置や対応の状況

特別措置や対応への回答は、55 法人のうち、17 法人から記述があった。例えば、「学内規程で学術研究に供する場合の適用除外化、教職員の個人情報保護研修、研究者に対

する機密保持義務の規定化、入学手続要項に明示し、学生・保証人連名の同意書を取得」、「個人情報取扱ハンドブック及び個人データ取り扱いリストの作成と年一回の点検」、「弁護士による個人情報保護対応ビデオを作成し、全教職員・学生に視聴を周知」、「規制対象外の故人に関する情報・データを規制の対象に含めている」「協議が必要な場合は、個人情報保護委員会で議論を行う」、「案件に応じ顧問弁護士等へ相談」などが見られた。

課題としては、学生にも個人情報保護の重要性を教育し、意識を高める工夫を検討する必要がある。

10. 総括

この調査結果は、日本の私立大学における個人情報保護の現状を把握する上で非常に貴重なデータであり、この結果を踏まえ、各大学は自らの課題を認識し、より一層の改善に取り組まれない。

なお、加盟大学における個人情報保護法対応アンケート結果の詳細は、巻末の 2024 年度事業報告書の附属明細書【2-11】を参照されたい。

以上の取組みをもって、電子著作物等の利用推進の事業は終了した。